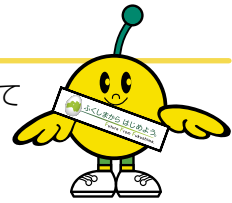


東日本大震災の発災以来、県内外の多くの皆さんから心温まる寄附金、義援金をいただき、厚く御礼申し上げます。今回は、寄附金と義援金の違いなどについて紹介します。

Q 寄附金と義援金は、どのように違うの？

A 県に寄せられた**寄附金**は、県が行う災害からの復旧・復興事業の財源として活用しています。**義援金**は、県内の被災された人にお届けしています。



Q 寄附金は、どのような事業に使われているの？

- A** ○学校の災害復旧
- 原子力災害避難のために設置した高等学校のサテライト校の教育環境整備
- 仮設住宅の除雪、防寒などの環境改善
- 原子力災害による風評被害対策などの事業に活用しています。



サテライト校の整備状況

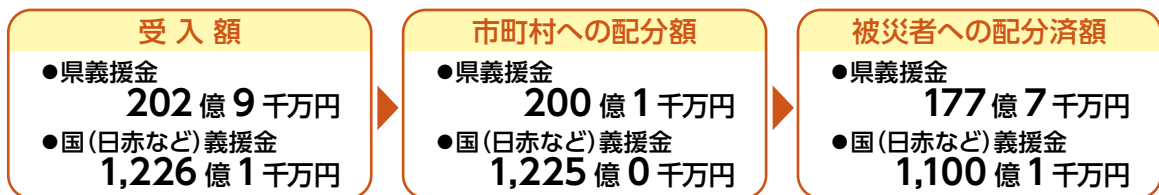
寄附金の受入実績 (10月末現在) 87億1千万円 (3,070件)

Q 義援金は、どのように被災者に届けられているの？

A 県や国に寄せられた義援金は、市町村を通じて被災者にお届けしています。配分基準は、被害状況や市町村の実態に応じて決められています。主な対象者は、震災により亡くなられた人のご遺族、住家が全壊・半壊した世帯、原発事故により避難区域などに設定された世帯です。

また、一部の留保額は、現在も続けられている住家被害の認定作業の進捗状況しんちよくに応じて、順次配分します。具体的な配分基準については、市町村へお問い合わせ下さい。

● **義援金の受入・配分状況 (10月末現在)**



問 寄附金に関して/県庁生活環境総務課 ☎024-521-7669 義援金に関して/県庁社会福祉課 ☎024-521-7322

主な震災関連相談窓口一覧

| | | | |
|-------|--------------------------------|--|---|
| 原子力災害 | 放射線に関する問い合わせ | 電話相談窓口 月～金曜日：午前8時30分～午後8時 土日 祝日：午前8時30分～午後6時 | ☎ 0120(988)359 フリーダイヤル |
| | 原子力損害賠償などに関する問い合わせ | 電話相談窓口 月～金曜日：午前8時30分～午後8時(祝日を除く) ※毎週水・金曜日午後1時～5時は弁護士による電話法律相談を実施 巡回法律相談 県内7方部において弁護士による無料の対面相談を実施(予約制) | ☎ 024(523)1501 |
| 生活 | 県内の応急仮設住宅などへの入居及び被災住宅の改修に関すること | 被災者住宅相談窓口専用ダイヤル 月～金曜日：午前9時～午後5時(祝日を除く) | ☎ 024(521)7698 |
| | 県内外に避難した人の相談窓口 | 県庁避難者支援課 または 避難元(先)の自治体 月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く) | ☎ 024(523)4157 |
| 健康 | 県民健康管理調査の実施に関する問い合わせ | 県立医科大学 県民健康管理調査事務局 月～金曜日：午前9時～午後5時(祝日を除く) | ☎ 024(549)5130 |
| その他 | 県政に関する相談窓口 | 県庁県民広聴室 県政相談コーナー 月～金曜日：午前9時～正午、午後1時～午後4時(祝日を除く) このほか各地方振興局にも県政相談コーナーがあります。 | ☎ 0120(899)721 フリーダイヤル ☎ 024(521)7017 |